

財務省告示第二十四号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十四年十二月二十日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

平成十五年一月九日

財務大臣臨時代理

國務大臣 平沼 赳夫

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	発行方法	発行額	払込金額	額面金額の 種類	発行日	発行価格	利率	初期利子
利付国庫債券（二十年）（第五十 九回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項	国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七條第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け	額面金額で二百九十七億円	二百九十九億七百九十万円	五万円、十万円、百万円、千万 円、一億円及び十億円の六種	平成十四年十二月二十日	額面金額百円につき百円七十銭	年一・七パーセント	平成十五年六月二十日を支払期 とし、次の算式により算出した 金額を支払う。ただし、支払期 が銀行休業日に当たるときは、 その翌営業日に支払う（以下、 次号及び第十二号において規定 する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 五		十 四	十 三	十 二		十 一
払 込 期 日	払 場 所	元 利 金 支	償 還 金 額	償 還 期 限		後 の 利 子 以 第 二 期

平成十四年十二月二十日

取扱店並びに取扱郵便局

国債代理店及び国債元利金支払

日本銀行の本店、支店、代理店、

額面金額百円につき百円

平成三十四年十二月二十日

る利率を支払う。

いて、その日以前六月間に属す

日を支払期とし、各支払期にお

毎年六月二十日及び十二月二十